附則第七条第一項中「附則第二条の三第五項」を「附則第三条第三項」に改め、同項ただし書中「検査局」を「総合政策局」に改め、同条第二項中「附則第二条の三第六項」を「附則第三条第四項」に改め、同項ただし書中「検査局」を「総合政策局」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第六条第一項ただし書中「検査局」を「総合政策局」に改め、同条第二項中「に規定する事務」を削り、「当分の間、附則第三条第四項に規定する特定債権等譲受業を営む者及び小口債権販売業を営む者の監督」を「附則第三条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般」に改め、同項ただし書中「検査局」を「総合政策局」に改め、同条第三項ただし書を削る。

附則第六条を附則第九条とし、同条の前に次の二条を加える。

（総合政策局リスク分析総括課の所掌事務及び検査監理官の職務の特例）

第七条　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第十二条及び第十三条の規定の適用については、第十二条第一号及び第二号の複数の金融機関等には銀行等保有株式取得機構を含むものとし、同条第三号中「及び取引情報蓄積機関」とあるのは「、取引情報蓄積機関及び銀行等保有株式取得機構」とする。

2　附則第三条第二項に規定する政令で定める日までの間、第十二条及び第十三条の規定の適用については、第十二条第一号及び第二号の複数の金融機関等には、株式会社産業再生機構を含むものとする。

3　附則第三条第三項に規定する政令で定める日までの間、第十二条及び第十三条の規定の適用については、第十二条第一号及び第二号の複数の金融機関等には、株式会社地域経済活性化支援機構を含むものとする。

4　附則第三条第四項に規定する政令で定める日までの間、第十二条及び第十三条の規定の適用については、第十二条第一号及び第二号の複数の金融機関等には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を含むものとする。

（企画市場局総務課の所掌事務の特例）

第八条　企画市場局総務課は、第十五条に規定する事務のほか、法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、附則第四条に規定する事務をつかさどる。

附則第五条の二及び第五条の三を削る。

附則第五条の見出し中「総務企画局」を「総合政策局」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第四条を削る。

附則第三条第二項中「前条第二項」を「附則第三条第二項」に改め、同項ただし書中「検査局」を「総合政策局」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に、「限る。附則第六条第三項」を「限る。附則第九条第三項」に改め、「（同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。附則第六条第三項において同じ。）」を削り、「郵便保険会社をいう。附則第六条第三項」を「郵便保険会社をいう。附則第九条第三項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前条第五項」を「附則第三条第三項」に改め、同項ただし書中「検査局」を「総合政策局」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「前条第六項」を「附則第三条第四項」に改め、同項ただし書中「検査局」を「総合政策局」に改め、同項を同条第六項とし、同条を附則第五条とする。

附則第二条の三を削る。

附則第二条の二の見出し中「総務企画局」を「企画市場局」に改め、同条中「総務企画局」を「企画市場局」に、「第三条」を「第四条」に改め、同条ただし書中「検査局」を「総合政策局」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（総合政策局の所掌事務の特例）

第三条　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第三条第一項の規定の適用については、同項第三十四号及び第三十五号の複数の金融機関等には銀行等保有株式取得機構を含むものとし、同項第三十六号中「及び取引情報蓄積機関」とあるのは「、取引情報蓄積機関及び銀行等保有株式取得機構」とする。

2　別に政令で定める日までの間、第三条第一項の規定の適用については、同項第三十四号及び第三十五号の複数の金融機関等には、株式会社産業再生機構を含むものとする。

3　別に政令で定める日までの間、第三条第一項の規定の適用については、同項第三十四号及び第三十五号の複数の金融機関等には、株式会社地域経済活性化支援機構を含むものとする。

4　別に政令で定める日までの間、第三条第一項の規定の適用については、同項第三十四号及び第三十五号の複数の金融機関等には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を含むものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年七月十七日から施行する。

（企業会計審議会令の一部改正）

第二条　企業会計審議会令（昭和二十七年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「総務企画局市場課」を「企画市場局企業開示課」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条中「第四条第三号イ」を「第五条第一項第一号ヘ」に、「次条第一項第四号」を「第四号」に、「同令第五条第一項第四号」を「同項第四号」に、「第十九条第一項第六号ロ及びニ並びに第二十条第一項第一号ただし書」を「第二十条第一項第一号ただし書並びに第二十一条第一項第五号及び第七号」に、「第十九条第一項第六号ロ中」を「第二十条第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「、次条第一項第一号に掲げる者及び特定承継会社」と、「前条第一項第六号カ」とあるのは「前条第一項第六号カ及び次条第一項第七号」と、同令第二十一条第一項第五号中」に、「同号ニ」を「同項第七号」に改め、「（昭和五十六年法律第五十九号）」及び「、同令第二十条第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号に掲げる者及び特定承継会社」と、「前条第一項第六号ニ及びナ」と」を削る。

（金融審議会令の一部改正）

第四条　金融審議会令（平成十二年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「総務企画局企画課」を「企画市場局総務課」に改め、同条ただし書中「総務企画局」を「企画市場局」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第五条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号ト中「総務企画局」を「総合政策局」に改め、「、審議官」の下に「、政策立案参事官」を加え、同条第三号ロ中「金融庁の」を「金融庁に置かれていた」に、「金融国際政策審議官」を「総括審議官、審議官又は参事官」に改める。

別表第一金融庁の項中「総務企画局」を「総合政策局」に、「検査局」を「企画市場局」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第六条　前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三